

6月20日（第2日）

6月20日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	新 家 勇 二
17番	山 木 信 勝	18番	扇 谷 照 義
20番	上 田 正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	浜村 晴司
福祉保健部長	川地 俊二	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	久保 和秀
教育次長	横手 重男	消防長	岡野 数正
企業局長	川尻 博文	総務課長	峰崎 竜昌
財政課長	島津 慎二	企画振興課長	亀田 浩司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	報告第2号	平成23年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第2	報告第3号	平成23年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第3	承認第2号	専決処分の報告と承認について(江田島市税条例の一部を改正する条例)
日程第4	議案第40号	江田島市学校施設整備基金条例案について
日程第5	議案第41号	江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改

		正する条例案について
日程第 6	議案第 4 2 号	江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第 7	議案第 4 3 号	江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 8	議案第 4 4 号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 4 5 号	江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 4 6 号	平成 2 4 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 4 7 号	平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 4 8 号	平成 2 4 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	発議第 1 号	市長の専決事項の指定についての一部改正（案）の提出について
日程第 1 4	発議第 2 号	基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について
日程第 1 5	発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

- 議長（上田 正君） ただ今の出席議員は 19 名であります。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成 24 年第 2 回江田島市議会定例会 2 日目を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 報告第 2 号・日程第 2 報告第 3 号

- 議長（上田 正君） 日程第 1、報告第 2 号「平成 23 年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」及び、日程第 2、報告第 3 号「平成 23 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告について」の 2 案件を一括議題とします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

- 市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。
昨日に引き続いての定例会 2 日目、大変御苦労さまでございます。
また市民の皆さんには、早朝から傍聴にお越しいただきまして、心からお礼申し上げます。

心配しておりました台風 4 号もですね、大きな影響もなく通過いたしまして、安心しているところでございます。

それでは、ただいま一括上程されました報告第 2 号及び報告第 3 号の平成 23 年度予算の繰越明許費に関する報告でございます。

最初に報告第 2 号、「平成 23 年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」でございます。

地方自治法第 213 条の規定による繰越明許費に関しましては、別紙 2 ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

続いて議案書 3 ページ、報告第 3 号「平成 23 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告について」でございます。

地方自治法第 213 条の規定による繰越明許費に関しましては、別紙 4 ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長及び福祉保健部長をして説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（上田 正君） 土手総務部長。

- 総務部長（土手三生君） 最初に、報告第 2 号について説明いたします。

議案書 2 ページの、平成 23 年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書に説明いたします。

一般会計における繰越事業は、2 款総務費で情報管理事業及び防災行政無線統合デジタル化整備事業の 2 事業、3 款民生費で障害者自立支援事業、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰越金及び子どものための手当給付事業の 3 事業、4 款衛生費でし尿処理施設更新整備事業、6 款農林水産事業費で畑地総合整備事業、8 款土木費で港湾建設事業県負担金、9 款消防費で消防施設管理事業、以上 9 事業で、総額 3 億 2,002 万 8,000 円の繰越額の議決を 3 月議会でいただいております。

そのうち、3 款民生費、2 項児童福祉費の子どものための手当給付事業及び 8 款土木費、4 項港湾費の港湾建設事業県負担金の 2 事業におきまして、事業の進捗が見られ、2 事業合わせて 378 万 4,000 円の減額となり、翌年度繰越額の総額が、3 億 1,624 万 4,000 円となりました。

なお、繰り越しに係る財源内訳は、既収入特定財源が 1 億 5,690 万円。未収入特定財源といたしまして、国・県支出金が 1,528 万 9,000 円、地方債が 9,440 万円。一般財源が 4,965 万 5,000 円でございます。

以上で、報告 2 号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） それでは続きまして、報告第 3 号について説明いたします。

議案書 4 ページをお開きください。

平成 23 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計の繰越明許費繰越計算書で説明いたします。

今回の繰越事業は、介護報酬改定に伴うシステム改修の委託事業でございます。

繰越額は 703 万 4,000 円です。

この金額は、3 月議会で議決をいただきました議決額と同額でございます。

なお、繰り越しに係る財源内訳としまして既収入特定財源が、233 万 6,000 円。未収入特定財源が、469 万 8,000 円です。

以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第 2 号及び報告第 3 号の 2 案件の報告を終わります。

日程第 3 承認第 2 号

○議長（上田 正君） 日程第 3、承認第 2 号「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第 2 号「専決処分の報告と承認

について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、議会を開くいとまがないと判断し、平成24年3月31日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 専決処分いたしました承認第2号について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、7ページから14ページまでが改正条文、15ページから22ページまでが新旧対照表、23ページ、24ページに参考資料として江田島市税条例の改正要旨を添付しています。

23ページからの参考資料により説明いたします。

改正を行った内容は、市民税と固定資産税及び特別土地保有税についての規定をそれぞれの区分ごとに要旨を記載しております。

それでは区分ごとに説明します。

まず、1の市民税関係の改正として、第36条の2の市民税の申告の規定の改正を行っています。

この改正は、これまでは収入が公的年金のみのもので、各種控除を受けようとするものは申告が必要でありましたが、寡婦（寡夫）控除については申告が不要となりましたので、これに準じて改正をしたものです。

次の附則第22条の2とその次の附則第23条は、東日本大震災により住宅が滅失した場合の税控除等の特例の改正でございます。

次に、2の固定資産税関係の改正として、第54条は引用条項が変わったことによるものです。

次の附則第10条の2、これは公害防止用の下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例率を条例で4分の3と定めたものです。

ちなみに、下水道除害施設とは、下水道に悪影響を与える有害物質を除去する施設で、汚泥処理施設やろ過装置などが該当しますが、本市においては、現在のところ、該当施設はありません。

次の附則第10条の3は、引用条項が変わったことの改正です。

次のページをお願いします。

附則第11条とその下にあります附則第11条の2、附則第12条、附則第13条は、主に固定資産の評価替えの年度の変更に伴い、条例の見出し等を改正したものです。

なお、附則第12条は、住宅用地に対する特例措置、負担調整措置ですけれども、これが廃止されましたが、経過措置としまして、平成25年度までは、負担水準90%以上の場合は、特例を継続することの改正です。

次に、附則第21条の2は、新たな広域法人制度の創設に伴うもので、本市に適用する施設はありません。

次に、3の特別土地保有税関係の改正として、附則第15条を改正していますが、これは引用条項が変わったことによるものです。

ちなみに本市において、現在特別土地保有税を課税しているところはありません。

以上、説明いたしました改正条例は、平成24年4月1日から施行しています。

ただし、第36条の2、市民税の申告については、平成26年1月1日としています。

また、本条例の附則において、経過措置の規定を設けています。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 附則の施行期日やなんかを具体的に説明、大体せんにゃいけんものをせんかった。まあそれはええわい。

12ページの3項に負担水準についてのことが書いてありますよね。この負担水準は、24年・25年は10分の9と、今まで23年度までは10分の8でしたが、24年から10分の9となるわけでありますが、26年からは、もうこれはなしになるいうことですね、理解しとるんですが、これは大体地価の上昇がね、ないからこういうふうなことになるんだろと思うんですがね、江田島市の地価はですね、広島県でも、下落率が一番高いですよ。それにもかかわらず、固定資産税は高どまりしたままですよ。高いですよ固定資産税。市民の皆さんからの声がすごいありますよ。評価額が大体高いと思うんですよ。評価額を決めるのは誰ですか。不動産鑑定士でしょう。ただそれを見て、もう市長はそれでいいよと決めるわけですからね。でたらめなこの評価をしていますよ。見たら。下がるのは下がるとるけど、下落しとるのはものすごく少ないですよ。ですから、固定資産税は高くなりますよね。

きのう市長もね、住みやすいまちづくりにする言いましたがね、住みにくいまちづくりを推進しとるんじゃないですか。水道料金も広島県一高いしね、もうここらの江田島市の不動産を処分して、広島市の方へ住みたいんじゃないんですよ。これで人口が減りよるんじゃないんですか。

実勢価格の固定資産税を調べてないと思うんよね不動産鑑定士は。

ほいでことしあれでしょう、評価替えの3年目になって、3年ごとの評価替えでね、低くなるとるんか思や、ほとんど下がってない税金の方はね。評価は多少下がっておりますよ。その辺どうなんじゃろうか、市長はそういう固定資産税を見よるんじゃろうか思うんですよね。住みにくいまちづくりですよほんまに。それを推進してこられたんですか3年半。どうもその辺がわかりにくいのでお聞きいたします。

それから、特定移行一般社団法人、これはどういった法人のことでしょうか。

その2点をお伺いします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 地価のことなんですけれども、今年度評価替えということで、その都度、不動産鑑定士を入れて、もとは公示地価を基準にして決めるわけなんですけれども、議員さんがおっしゃるように、高い言うことなんですけれども、ちゃんと市の方としたら、そういう個人の鑑定士でなく、協会の方の鑑定士を入れて、適正な手続を踏んでの価格となっております。

地価は全体に全国的には下がっておりますけれども、江田島市の方においても地価は下がっております。

ただ、地価が下がっても税金が下がらないということはあるんですけれども、それは、先ほど言いました調整負担の関係で、その調整負担をまだ続けている道中の方がおられますけれども、その方については、その率へ達するまでは、毎年、前年度の課税標準額プラス当該年度の評価額の5%を加えた額で計算した税額と、今の宅地で言いますと8割に抑えてますけれども、その8割にいくまでは、どんどん上がっていくという、徐々に上げていくというのが調整負担率ですので、御理解いただきたいと思います。

それと、今の法人税のことなんですけれども、これは平成20年に広域法人法の慣例法が施行されまして、以前社団法人とか財団法人という法人がありましたけれども、これがこの法律の施行日の20年12月1日から特例民法法人ということになりまして、その間、選択ができるんですけれど、5年間の間のうちに、広域法人か一般社団法人かにする、どちらかに選択できるわけなんですけど、そういった関係の内容となっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 最初の負担水準についてでありますかね、負担水準の問題じゃないんですよ。評価額を下げれば下がるんですよ。その下がる率が少ないんですよ。そうでしょうが、最初の価格のところ下がってない、下落率が少ないんですからね。そう思いますよ。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） ですから、その基準になる江田島市の課税標準の基準となるのは、先ほど言いましたように公示価格をもとに不動産鑑定士が割り出した数字を根拠にしておりますので、そういうことになります。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） その鑑定士が出す数値が間違うとる言うんよね。実際の売

買実例を全然見てないんじゃない。ああいうことを調べてないんじゃない。調べんにやいけんのに。全然違うよ価格が。もうこれ以上言わんわ。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第40号

○議長（上田 正君） 日程第4、議案第40号「江田島市学校施設整備基金条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第40号「江田島市学校施設整備基金条例案について」でございます。

江田島市が設置する学校施設の整備等に必要な経費に充てるため、江田島市学校施設整備基金を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第40号につきまして説明いたします。

国庫補助金を受けて整備しました学校施設を財産処分する場合には、通常、処分する部分の残存価格に対する補助金相当額を国へ返還する必要があります。

しかし、文部科学省の承認を得て、学校施設整備を目的に基金に積み立てて、適切に運用すれば、返還金を求めないこととなっています。

このことから、本市も、学校施設整備基金を設置し、運用するため、条例を制定しようとするものでございます。

議案書26ページをお願いいたします。

第1条 設置目的といたしまして、学校施設、これは建物、屋内運動場、屋外運動場、学校プール等でございます。の整備等に必要な経費に充てるための基金を設置するものでございます。

第2条 積立額は、一般会計歳入歳出予算で定める額といたしております。

第3条 管理は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定しております。

第4条 運用益金の処理としまして、運用収益は予算計上して、その基金に編入する。

第5条 処分といたしまして、設置目的に沿った財源に充てる場合に限り、基金を処分することができることといたしております。

第6条 繰替運用といたしまして、市長は確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができることといたしております。

第7条 相殺のための取崩しといたしまして、市長は、基金を預金等として金融機関等に預け入れし、または信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができることといたしております。

議案書27ページをお願いいたします。

第8条に市長への委任規定を定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） この基金は取り崩しをやって、学校施設の整備に必要な経費に充てることができるということでね、このたびの能中の新築工事の経費にも取り崩して充てられるということだと思います。その確認しときます。

それからですね、7条の相殺のための取り崩し、これはペイオフ対策をやるためのことだと思うんですが、江田島市のこのペイオフ対策は、きちっとやっておられますか。お伺いします。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 基金の取り崩しでございますが、基金を設置して、基金に積み立て、その後は、いつでも学校施設の整備のために使用することができます。取り崩すことが可能でございます。

ですから、能美中学校の整備にも、今年度でも来年度でも、一度基金に積み立てた後に使うことは可能です。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 江田島市では起債を金融機関で借り入れております。その借り入れする証書には相殺する条文も記載しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 条文を記載するいうんですがね、相殺ですよ、借入れと預金しとりますよね。そのトータル同じならば、その銀行が倒れても相殺できるいうことですがね、それ以上に、預金の方が多かったら1,000万円以上の場合はその場合にはもうそのまま銀行が倒れたら戻してもらえんですからね。そういうきちっとしとるかということ聞きよるんですよ。預金と借入れが大体同じかどうかね、銀行の場合。

○議長（上田 正君） 久保会計管理者。

○会計管理者（久保和秀君） ただいまの御質問について、ちょっと明確な数字をきょう持って来ておらんのですけれども、私どもでは、五つの市内の金融機関にお金を預けたり、お金を借りたりしております。

一部の銀行につきましては若干といたしますか、借入れとそれから預金の差が若干ありまして、そこらはちょっと。

ただ、安全かつということで、情報とかですね、いろいろなものに努めて、努力をして、そういうことのないようにしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 確認の意味でちょっとお聞きしたいんですが、趣旨はよくわかるんですが、今現在まだ廃校となっております学校とか、屋外運動場、さらには屋内運動場もありますが、これ当然普通財産になっておるから、これから貸付あるいは売却する場合には、この基金に全部入れるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 補助対象になって国に返還する必要がある補助金部分ですね、補助金相当部分を国に返還する必要があるものを、今までは返還しなくてはならなかったものを、この基金を設置することにより、基金へ積み立て、それを江田島市の学校整備のために使用することができるということです。

ですから、補助対象になってない、例えばグラウンドとかを売却処分とか貸付にしても国に返還する必要がありませんので、積み立てる必要もないということになります。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） はい、わかりました。

それでですね、屋外運動場は現在廃校になった屋外運動場ですよ。これは今地域の方でやっておりますが、いわゆるこの基金の用途、使い方ですよ、整備等に使われるということですが、今普通財産となっておる屋外運動場等に基金を使うというようなことも考えておるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） この学校整備基金の積み立てはですね、学校の施設の整備に使うという条件がついております。ということで、学校施設ということで、学校の建物の建設費工事費に使うということになると考えております。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 現在学校廃校になって、学校も少なくなっておりますよね。

それで考えるのにですね、廃校になった地域は、ますます過疎化、寂れてきて、ほいで学校があるところへは整備充実を図るということでね、これはこれから考えてほしいんですが、この基金を使えないということでしたら、ほかの一般財源でも充てるような形で、残された屋内運動場等、施設を整備に考えていただけたらというふうに、これは要望でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今の基金の目的とかそういったものは充分分かってます。

この前全員協議会の方で、このたび切串中学校の一部校舎を有償で貸し付ける場合において基金と。一方で、それ以外にも今廃校になっている校舎とかあると思うんですけども、これは、もし仮に同じようにプロポーザルでそういったものをやった場合に、今どれだけ補助金を返さなくちゃいけない施設があるのかと。

それとあとはもし一斉に貸した場合はどれだけ積み立てなくちゃいけないか、その総額を教えてください。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） すいません。

申しわけないですけど、今ですね有償貸付の応募をしている施設についてのみ算出しておりますので、全体像はですね、まだ把握しておりません。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今質問させてもらったのは、今回有償貸付ということでプロポーザル、だから基金を作りますと。

今これから市の方も未利用の公的施設を売却するかもしれないもしくは貸し付けるかというところ、今今年度からやられるんで、そういったところも、できれば早急に、そういった場合にはこれだけ積み立てなくちゃいけないという数字を近々、来る早急にですね、また議会もしくは文教厚生委員会の方に提示していただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号

○議長（上田 正君） 日程第5、議案第41号「江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第41号「江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

外国人登録法が廃止されること及び住民基本台帳法が改正されることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議案第41号について説明いたします。

内容については、29ページから31ページが改正条文、32ページから35ページまでが新旧対照表、36ページに参考資料として、江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを添付しております。

36ページの参考資料により説明いたします。

まず、1の改正する理由ですが、一つは、平成24年7月9日で外国人登録法が廃止されることによります。

もう一つは、外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となることによりますが、これについては、平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることで対象となります。

次に、2の改正する内容等といたしまして、（1）外国人登録法に関する字句を削るなど、関係条文を整理いたしました。

（2）外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、条項の追加等の整理を行っております。

（3）改正する条項ですけれども、今回改正することになります条項は、第2条、第4条、第5条、第6条、第11条及び第14条となります。

32ページの新旧対照表を少しごらんいただければと思うんですけれども、左側が改正案、右側が現行となっております。

ここを見ていただければわかりますけれども、現行の方の外国人登録法や外国人登録原票といった字句等を削っております。次のページも新旧対照がついていますが、同じような字句の改正等を行っております。

36ページにお戻りください。

次に、3 附則による他の条例の改正ですが、本条例と同様に、外国人登録法が廃止されることにより、改正する必要が生じた条例については、本条例の附則において改正を行っております。

附則により一部改正を行った条例は、次の三つの条例です。

1つ目は、江田島市部設置条例の一部改正。

2つ目は、江田島市手数料条例の一部改正。

3つ目は、江田島市敬老金贈呈条例の一部改正です。

それぞれ削る字句をその下に示しておりますけれども、先ほどと同じように外国人登録法に関する字句を削っております。

4 施行期日ですが、この改正条例は、平成24年7月9日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） ちょっとお尋ねしますが、外国人登録法がなくなるわけなんですけど、現在日本に滞在しとる外国人というのは、どういう法律によって滞在しとるんですか。ちょっと教えてもらえますか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 現在の江田島市にも500名ぐらいの在留者がおりますけれども、この方は就労とか特に就労関係ですが、そういった関係で在留しております。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） どうも質問の意味がようわかってないんじゃないですか。

要は入国法と入国管理法いうのと外国人登録法で管理されとるんだと思うんだけど、この外国人登録法がなくなるわけで、もし住民基本台帳に登録せんかったら、こういう外国人はですね、不法滞在外国人、いわゆる不良外国人ということになるんですか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 確かに今までの外国人登録法においても、実際に登録しない外国人の方もおられまして、このたび外国人住民も住民基本台帳の対象になりまして、実際に登録しない方はいると思いますけれども、実際そういう方は、自分自身がちょっと困るんじゃないかと思うんですけれども、以前の外国人登録法でも、そういう登録していない方がおられました。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） ほいでも本人も困るんだけど、もし90日以上おるんだったらせにゃいけんのでしょう今度は。必ず住民基本台帳に登録をせにゃあ。

そういう人は市としてはどういうふうにするんです、最後ですけど。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 登録の対象となるということで、本人が実際にそういう登録の手続をしない場合は、うちが強制的にしなさいということはありません。以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 江田島市に外国人が400人ぐらいおられるということですが、このたびの改正で住民票が取れるのと印鑑証明も取れるようになる。ほいで国保にも入れるということで、日本人と同じようなシステムになるわけですが、印鑑登録をする場合ですね、非漢字圏の場合の印鑑登録の印鑑、あれはカタカナとか、いীগあいにできるんですかね。

ちょっとお伺いします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 通称名でもいいですし、基本的にはローマ字とかが多いんですけども漢字でも構いません。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6号 議案第42号

○議長（上田 正君） 日程第6号、議案第42号「江田島市税条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第42号「江田島市税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議案第42号について説明いたします。

内容については、38ページが改正条文、39ページが新旧対照表、40ページに参考資料として江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

40ページの参考資料により説明いたします。

このたびの改正は、関連する法改正により、税条例のたばこ税と市民税の関係規定を改正するものです。

まず1のたばこ税関係の改正として、一つは、第95条に規定しています市たばこ税の税率を引き上げるものです。

改正内容は、たばこ税の税率を千本当たり現行4,618円を5,262円に引き上げるもので、これにより1,000本当たり644円の増となります。

この改正は、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県税と市税の増減収を調整するためのものです。

この法人実効税率の引き下げにより、市税である法人市民税が減収となり、課税ベースの拡大により、県の収入となる法人事業税が増収となります。これらの増減分をたばこ税で調整する考えです。これにより県たばこ税は市たばこ税の増額分644円が引き下げられることとなります。

ちなみに、この引き上げで年2,200万円の増収見込みとなります。

次は、附則第16条の2のたばこ税の税率の特例の改正です。

先ほどの95条は、旧3級品以外のたばこ税のものでしたが、この改正は、旧3級品の市たばこ税の税率を千本当たり現行2,190円を2,495円に引き上げるものです。これより、千本当たり305円の増となります。

この改正理由は、先ほどの95条と同じです。

またこれについても、県たばこ税は市たばこ税の増額分305円が引き下げられることとなります。

このことにより年約40万円の増収見込みとなります。

この二つの改正規定の施行は、平成25年4月1日からです。

次に、2の市民税関係の改正として、一つは、附則第9条の市民税の分離課税にかかる所得税の額の特例等の改正です。

改正内容は、現行の退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止するものです。

この改正は、本来個人住民税は翌年度課税ですけれども、退職所得については、現

年課税として1年早い徴収としていることから、税額相当にかかる運用益が失われるため、導入当時の金利水準として、所得割の税額から10%を控除しておりました。

この改正規定の施行は、平成25年1月1日からです。

もう一つは、附則第25条の個人市民税の税率の特例についての規定の追加改正です。

改正内容は、平成26年度から平成35年度までの間、市民税の均等割の税率を現行年額3,000円に500円を加算し、3,500円に引き上げるものです。

この改正は、臨時特例法の制定により、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として標準税率の引き上げを行うものです。

このことにより市民税は年約600万円の増収見込みとなります。

この改正規定の施行は、公布の日からですけれども、平成26年の6月からの実施となる予定です。

また、本条例の附則において、経過措置の規定を設けております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） まず40ページの改正要旨についてであります。95条のたばこ税の税率、これが法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大による県と市との調整によって増減の収入を調整するということですが、今まではいじゃ市の方は少なかったんですか。少ないからこれを調整して、これだけたばこ税で市の方へ増にするわけでしょう。

もう一つね、それから25条の10年間個人市民税の税率の特例等、500円均等割を上げるということですがね、年間600万入るいうんですかいね。これ防災対策に使ういうんですがね、たった600万円ぐらい、たった言うちゃ悪いんじゃないけど、少ないよね。どのように使われるんですか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 1点目の件ですけれども、お尋ねですけれども、今までは低い状態でありました。

これは23年度の税制改革におきまして、こういうことが決定されまして、23年度の実施分から実施されております。

以上です。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 2点目の御質問の件なんです。昨日も片平議員さんのとき防災の関係の答弁をさせていただいたんですが、今回の東日本大震災でいろんな課題が出てきております。

その中で本市としてですね、実際に今から対応していく中で、喫緊でどうしてもで

すね、早目に対応していかなくてはならないような部分についてですね、その財源を使わせていただきたいと思いますと思っております。

特に避難所の整備とかですね、今の避難誘導、そういった看板とかですね、あと避難所への災害用の備蓄品、非常用備蓄品とかですね、そういったものにできれば使っていきたいと思っておりますが、今後そういった課題を整理していますので、その中で、特に急ぐものについて使わせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 2点ですね、今たばこ税の増額分という分で年間2,200万円増額と。今これはいわゆる先ほど山木議員も質問しましたけども、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う、それまで県と市のその部分において、県が多くなって市が減るから逆にたばこ税で調整しようということだと思っておりますよね。

では、今そのたばこ税が年2,200万円増額しますよというお話であります、一方で、法人実効税率の引き下げとか、課税ベースの拡大で市が減る分、いってみれば、このものが今の法人実効税率の引き下げと課税ベース拡大がなかった場合とあった場合で、実際は市の収入がふえるもんなんか減るもんなんか。たばこ税に限って確かに2,200万ふえますよってという説明はいただきました。一方の減った部分とふえた部分でプラスマイナス0なのか。もしかプラスなのかマイナスなのか、その点、今の予測値で結構なんで教えてください。

それとあとは個人の市民税の税率の特例ということで、26年から35年度までの10年間、いわゆる今の試算でいくと年600万ということは、10か年で6,000万ということで、それを今総務部長が答弁されましたように、市のそういった防災に使っていきたくと。

結局私ごとお願いしたいのはですね、その趣旨はよくわかります。ただ、それが本当に、その年600万円がそういうふうに使ったのかどうかという予算書とか、そういったものをやはり公表してほしいなど。結局市民税というのは要は一般財源なんで、いってみれば、どこでも使えるわけですね。ただこれはその目的のためのアップなんで、その今回、今年度はこれだけ徴収されました、これについてはこれに使いました。そういったところをまた、その都度都度、年度年度にお知らせいただきたいと思っております。

そちらの方はお願いで、もう一つのたばこ税については教えてください。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 胡子議員のお尋ねについては、ちょっと試算をしてみないと、今すぐにはお答えできないので、後ほどでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号

○議長(上田 正君) 日程第7、議案第43号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第43号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

能美中学校の新築に当たり、敷地の地番を整理したことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(上田 正君) 横手教育次長。

○教育次長(横手重男君) 議案第43号の説明をいたします。

42ページに改正条文、43ページに新旧対照表、44ページに参考資料として航空写真を添付しております。

それでは、43ページの新旧対照表に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

左側が改正案、右側が現行でございます。下線部分について改正部分でございます。

別表第2の江田島市立能美中学校の項中「江田島市能美町中町3721番地」を「江田島市能美町中町3721番地1」に改めるものでございます。

参考資料の44ページをお開きください。

地番の改正理由といたしましては、先ほど市長申し上げましたように、このたびの能美中学校の建設に伴い、平成23年度に測量した結果、能美中学校の敷地にあります中には、江田島市スポーツセンターの一部が敷地部分に含まれておりましたので、これを分筆し、地番を整理させていただいたものでございます。

42ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

11時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時03分）

（再開 11時13分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第8 議案第44号

○議長（上田 正君） 日程第8、議案第44号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第44号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」でございます。

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） 失礼いたします。

それでは、議案第44号、江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

このたびの改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正により、新たに危険物として炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が指定を受けました。

それに伴いまして、従来から取り扱っていた施設のうち、一定の基準を満たすものについて経過措置を定めるものであります。

46ページから47ページに条例改正案、そして48ページから49ページに新旧対照表を添付しております。

46ページをお開きください。

改正につきましては、本文の上から3行目、附則に次の4条を加えるとあります。これは、附則第3条の次に第4条から第7条までを追加するものでございます。

まず、第4条については、配管などが十分な強度を有し、定められた数量を超えない場合など、一定の条件を満たしている場合には、配管に対する一定の基準は適用しないものとするものでございます。

次に、第5条は、容器などに対する表示については、平成25年12月31日までに基準に適合させるものと定めたものです。

次に、第6条は、貯蔵しまたは取り扱う場所の位置、構造及び設備については、平成25年6月30日までに基準に適合させるものと定めたものでございます。

続いて47ページをお開きください。

第7条は、当該危険物を貯蔵しまたは取り扱うこととなるものは、平成24年12月31日までに消防長または消防所長に届け出るよう定めたものです。

以上が、今回の主な改正でございます。

改正附則として、この条例は平成24年7月1日から施行するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） ここへあの改正するんですが、今のこういう火災予防条例の一部を改正するものに匹敵するものは、この江田島市の何箇所あるんですか。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） まず、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物というのが、今回新たに危険物としての指定を受けました。これは端的に申し上げますと江田島には現在ございません。

どういうものかと言いますと、いわゆる漂白剤がございますけれども、漂白剤をつくる際の原材料の一部となっております。

これは大きな漂白剤をつくるような工場だとか、あるいはクリーニング工場ですね、こういったところに、こういった今の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物というのが貯蔵

されております。ですから、現在江田島市においては無いということでございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第45号「江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第45号「江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

危険物の規制に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは、議案第45号、江田島市消防手数料条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

このたびの改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正により、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所が新たに対象となったため、その審査手数料を追加するものでございます。

51ページに条例改正案、そして52ページから54ページに新旧対照表を添付しております。

51ページをお開きください。

これからはちょっと文言の整理になりますので、ちょっと非常にわかりにくいと思いますが、端的に申し上げますと、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所というのが新たにこういった審査対象になったと。それにかかる改正でございます。

それでは、51ページの改正内容について説明を申し上げます。

別表第2号中「総務省令」を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2」に改め、「という。」の次に「浮き蓋付き特定屋外タンクのうち総務省令第1条の3で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所」を加え、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」を「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」に改め、同表第3号中「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令」を「総務省令第2条」に改めるものでございます。

附則としましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ちなみに、このタイプのタンクは江田島市にはございません。これは現在東北の方に一部、こういったタンクがございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号

○議長（上田 正君） 日程第10、議案第46号「平成24年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第46号「平成24年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

平成24年度江田島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,564万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億2,364万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一般会計補正予算、第1号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で主な補正内容を説明いたします。

予算書8ページと9ページをお願いいたします。

初めに歳入からでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金は、し尿処理前処理施設整備事業への循環型社会形成推進交付金が23年度に平成24年度分が前倒しで交付されました。そのため、24年度分の交付額を減額補正するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金は、小・中・高等学校道德教育実践研究事業に伴う実践校への県からの補助金でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入は、旧大君保育園、旧切串中学校特別教室棟及び旧沖中学校体育館を公募により有償貸付を行うことに伴います土地建物の貸付収入でございます。2項の財産売払収入は、清能団地2区画及び深江住宅団地1区画の分譲宅地売払収入を計上いたしております。

次に、19款1項繰越金ですが、5,654万4,000円の増額です。今回の補正に係る一般財源として、前年度繰越金を計上いたしております。

次に10ページ、11ページをお願いいたします。

20款諸収入、6項雑入ですが、本市職員を宮城県気仙沼市及び山元町へ災害派遣することに伴いまして、両市町から災害派遣職員給与費負担金がいただけます。その負担金を計上いたしております。それと、広島県の広報紙、県民だよりを市の方の広報紙と一緒に配付するという事で県からの配布手数料が組まれております。

続いて、21款1項市債は、循環型社会形成推進交付金の減額に伴いまして、補助裏の一般単独事業債を増額するものでございます。

次に歳出です。

12、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、気仙沼市及び山元町の被災地自治体からの災害派遣職員給与費負担金を人件費の方へ充当するための財源更正をいたし

ております。2目文書広報費は、県民だよりを市広報紙と一緒に配布するための手数料でございます。6目財産管理費は、今回の公募いたします3施設の有償貸付に伴う貸付施設の修繕料や補助金返還金、また、清能団地2区画を土地開発基金から買い戻す購入費を計上いたしております。12目安全対策費は、防災行政無線戸別受信機補助の募集申し込み増に伴う補助金の増額補正をお願いいたしております。14目集会所施設費は、沖美ふれあいセンターのワイヤレスシステムの修繕料です。17目災害支援費は、気仙沼市及び山元町へ災害派遣する職員の職員手当及び旅費を計上いたしております。

14、15ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費は、循環型社会形成推進交付金の減額に伴う国庫補助金及び市債等の財源更正をいたしております。

6款農林水産業費、3項水産業費は、江田島町宮ノ原世上漁港の老朽化により破損した浮き棧橋の修繕費を計上いたしております。

8款土木費、2項道路橋梁費は、市内3か所に買い置きを今現在しております災害残土の運搬処理費をお願いいたしております。5項都市計画費は、被災地自治体からの災害派遣職員給与費負担金を、被災地へ派遣する下水道課職員の人件費に充当するための財源更正を行っております。

続いて、16、17ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費は、小・中・高等学校道德教育実践研究事業に伴う実践校への補助金です。4項社会教育費は、鷲部公民館の空調設備改修に伴います設計委託料及び工事費です。

13款諸支出金、1項基金費は、先ほど制定いただきました学校施設整備基金への積立金です。2項公営企業費は、江田島汽船に本市所有のドリームのうみを貸与したことに伴いまして、企業債元利償還額と傭船料の差額分を交通船事業会計へ繰り出すものでございます。

なお、18、19ページに給与費明細書、20ページに地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

予算書4ページの方へお戻りください。

第2表 地方債補正。

変更といたしまして、一般単独事業債、合併特例事業、し尿処理施設整備事業の限度額を5億8,100万円から7億6,520万円に増額変更するお願いをいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,564万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億2,364万8,000円とする一般会計補正予算、第1号の説明を終わります。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 10ページの、気仙沼に派遣しとる職員のことですが、これはいつからいつまで派遣されとるのか。今現在行っていると思うが、また交代が行くんじゃないかと思うんですが、どのようにされるのか教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 気仙沼の方にはですね、今年度1名、年間通して派遣いたすようにしております。一応今3か月の期限で1名職員が行っております。その後、7月からは、2か月から3か月単位で、それぞれ下水道課の職員が順番に今年度末まで派遣に行く予定にいたしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） まずね、このたびの補正に、江田島幼稚園の改修工事が補正されていないよね。こないだする言いよったんじやが。これを聞いてみりゃ要綱を条例に変えるから、まだ待ってくれいう話じやが、これはどういうことなのかお伺いいたします。

それから、水産加工場、深江のね、貸すぶんの占用料、これが補正がないんですがね、お伺いします。

続いてですね、補正予算に入らせてもらいます。

9ページの1番上の循環型社会の交付金、国庫補助金ですが、これは前倒しでね、ということで減額されております。本年度の確定が1,447万3,000円だと思うんですがね。前年度は2億4,700万ぐらいであります。この国庫補助金でも足しても2億6,000万ぐらいしかならんですよね。ほいで10億8,000万の事業をやる。その3分の1をこの補助金が入るということになっとなつてつんですがね。3分の1いうたら3億6,000万なんです。ちょっと足らんのがおかしい思うんですが、お伺いいたします。

それから同じく9ページの16款の財産収入の土地建物貸付収入367万6,000円あります。これは大君の保育所とか、切串中学校を貸すことでのことだと思うんですが、それでですね、賃貸借契約にね、これには普通なら敷金とかが入らんにゃいけん思うんじやが、敷金とか保証人ね、これをどのようにされるのかお伺いします。

同じく、その下の土地売払収入であります。2,258万5,000円。このうち清能団地が1,824万2,000円で売れるということですが、この歳出を見ますとね、清能団地に関しては3,014万1,000円の土地開発公社の基金へ持っていくことなんです。この差額分を聞いたら、何か利息とか借り入れしとるかいうんですがね、土地開発基金は借り入れはないですよ。土地開発基金はね、土地の簿価で6億6,000万とそれから2億1,000万の預貯金があつて、それから1億1,000万貸付金よね、開発公社の方へ、ということで、1,190万ほど多めに上げるというのはちょっとおかしい思うよね、お伺いいたします。

それから、1番下の前年度繰越金、本年度は全部でどれぐらいになったのか、お伺いします。

それから15ページですね、6款の農林水産業費、漁港事業費570万でありま

すが、漁港事業費に関しては、前年度権限移譲したところなんかは交付税措置よね、修理やなんかある思うんですが、これも交付税措置があるのか。また、地元の負担金はあるのか、お伺いします。

同じく15ページの、その下の道路維持管理事業費であります。これは災害残土を処分するということで、沖中とか大君の早瀬、それから津久茂です、小学校ですかね、あそこへ置いとる分を処分するということでありますがね、この個人の方へ無償であげるということなんですがね、特定の人にね。それはほしい人も他にもおるんじゃないか思うんですがね。その人になぜあげんにゃいけんのんかね。まだ公募してもええぐらいじゃろう思うんですが、お伺いします。

それから、17ページの教育の社会教育費の中で公民館管理運営事業、この工事請負費であります、これは鷺部公民館の空調を取り替えるというんですが、なんかどうも高いような気がするんですが、この財源内訳等々教えてもらえばいいと思います。

それから、最後に18ページに給与費明細などがあるところに職員の数が書いてありますが、前年度364人で、本年度14人減つとるわけですがね。私全部課を大体回って見たんですが、支所の方も回って見たんですが、どこの課も大体少ないですよ。ある特定のところだけふやしとりゃあね。職員の配置がどうも市長決めるんですよ。何かね、おかしいように思うんですよ。はっきり言うて三高なんか少ないんでね、対応はしにくいように思うんですよ、客観的に外から私見とるんですよ。その人らが言うんじゃないにね。ふやしとるとこは議会がふやしとるだけで、ほかのところはほとんど減っておりますよ。その配置はねちょっとおかしいと思いますよ。お伺いします。

以上です。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 山木議員の1点目のですね、江田島幼稚園に関わる江田島市放課後児童クラブの件でございますけど、このたび、江田島幼稚園を廃園いたしまして、仮称でございますけど、江田島市放課後児童クラブ設置管理条例を制定する必要があります。その関係がございまして、この設管条例と合わせてですね、現在放課後児童クラブにつきましては実施要綱で定めておりますけど、設管条例と合わせて、この放課後児童クラブにつきましても、条例を制定して施行していきたいと思っております。

したがいまして、今回の6月の方の議会の方には間に合わなくて、できましたら7月に議会をまたお願いしましてですね、能中の契約同意と合わせたときに、できましたらこの条例を制定したいということで、議案を上程したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと2点目の鷺部公民館の改修工事でございますけど、現在鷺部公民館の1階の和室の部分が9機ございますけど、そのうち6機が故障しております。その関係がございまして、一番安価なやり方でどうかということ、この予算の計上をさせていただいておりますので、面積的にはですね、137.7平米ぐらい和室がございまして。そこら辺で今回、空調の取り替え工事ということで592万2,000円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 9 ページの前処理施設の交付金の額が少ないんじゃないかということなんですが、この10億8,000万全てが補助対象ではありませんので、23年度でいえば2億6,400万、24年度は8億2,000万のうち6億2,500万の補助対象となっておりますので、補助金はその補助対象に対しての3分の1となっておりますので、議員さんが言われるように、交付金が低いということはありません。

以上です。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 9 ページの土地建物貸付収入に敷金が必要ではないかということですが、今回は未利用施設の有効利用ということですので、敷金のことは考えておりません。

保証人につきましてもですね、必要であれば、契約規則に基づきまして保証人をつけていただくことになると思いますが、現在のところ考えておりません。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず15ページの漁港事業費でございます。こちらの工事につきましては、もともと市の漁港であります世上漁港におきまして、施設が老朽化したことに伴って、工事を行うものがございますけれども、交付税措置は入っておりません。それから、漁港施設の運営管理については交付税がもともと入っておりますけれども、この補修に伴う補助などの交付税措置はございません。

それから、地元負担金につきましては、機関施設であるため地元負担金をいただくようにしておりません。

それから、次の第8款土木費、道路維持管理事業費の工事請負費でございますけれども、これは建設発生土、災害による建設発生土を処分、これまでできなかったものを、処分先が我々探していたところなんですけれども、このたび、特養さんの方で、事業拡張したいという御要望もあったことがあってですね、我々も処分先を探しておりました。それで受け入れ先も先方から提案がございました。ということで、本来であれば公募ということも考えられるんですけれども、特養さんというのは、公的に、旧町時代から各町で補助をしておりました公的な施設ということで、私どもは一般の民の方に差し上げるのではなく、公的な施設として、お互いに協力関係を結べるということで、土を入れさせていただくように今準備をしております。認めていただければ、工事の着手にかかりたいと考えております。

水産加工施設につきましては、深江漁港の方で、ただいま要望があって、先方の方でいろいろな処理を進められておりますけれども、まだ私どもの方に建築関係及び水産の土地、それから、関連する施設として水道並びに下水道などの協議が行われるはずなんですけれども、いまだなされておられませんので、このたびは予算措置は見送らせていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 8ページの16款財産収入の土地売却収入でございますが、清能団地の能美町にあります清能団地ですが、これは土地開発基金で管理しております。土地開発基金の現在高については議員さん御指摘のとおりでございます。そして借入金についてはございません。

この金額の話なんですが、24年3月16日に江田島市議員全員協議会の方へ資料を提供させていただきました。

それで、地価が相当下落しておりますして、その見直しを行ったところ、住宅団地の地価も相当下げさせてもらいました。それによってですね、土地開発基金の現在高に対して、その下落した差額ですね、それについて一般財源で補てんしなければならないというふうになっておりますので、それについては、収入は下げた金額で売り払います。差額については、一般財源で基金の方へお支払いするということになります。

繰越金の件ですが、繰越財源としては、翌年度、先ほど承認していただきました報告によって2億円余りほど翌年度へ繰越財源として充当させてもらいます。

そして、準繰り越しとしては7億700万強の繰り越しを見込んでおります。

以上です。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど人員配置の件になるんですが、毎年ですね、組織と人事に関しましては、総務部の方で各それぞれの部署に人事ヒアリングを行いまして、そのヒアリングをもとにですね、組織とか人員配置等の基本的な計画をつくっております。それに基づいて、人事配置をしてきておるんですが、実際に今合併からですね、職員数かなり削減してきております。

行政需要もいろんな多岐にわたってきておりまして、その中で人配をしてきておるような現状でございます。

こういったことがございますので、2年後に、また職員の大量退職が出ます。そういったことを踏まえまして、今年度は早期な段階で、組織で、そのあと人事に関するまず調査をいたしまして、ある程度先を見越したですね、組織とか、そういった組織に伴う人事配置、そういったものの部分の検討を今年度やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 9ページの土地売却収入の件であります。土地開発基金の方に一般財源から1,190万ぐらいは補てんせにやいけんいうんですがね。基金のほうは借り入れも利息も払うことないんですよあそこは。基金の中でね、借り入れはないから、払うものはないわけよ。そのまま安い値段をそのまま基金へ持っていきゃあええじゃない。1,190万も一般財源をつぎ込むようなことはないと思うよ。

それから前年度繰越金、23年度の繰越金は幾らになつとるかを聞きよるんですから。違いますよ。

それから最後の今の配置の件ですがね、配置の件、今から考えるいうんじゃけどね、今すぐでも足らんようなどころがあるんですよ。すぐ考えんにやいけんじゃないですか市長、回って見よるんですか。回って見たことがあります市長。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず土地開発基金で取得した土地につきましては、土地開発基金はですね、基金を取得したときの価格で、簿価で持っておるわけなんです、それを一般会計の方で買い戻す場合はですね、その簿価相当額プラスそれを引き継ぎまでの利子分、そういった部分を含めたもので、一般会計の方が買戻ししないと、基金の簿価、簿価というか取得価格が減額になりますので、基金はその取得価格で維持しておるというようなルールになっておりますので、その差額は下がった部分で売り払ったということになりましたら、価格が下がった部分の補てん部分を含めて、基金の方へ買い戻しをしなければならないというルールになっております。基本的にはですね、基金も実際に基金を廃止したような場合でしたら、一般会計の方へそれをまた取り込みますので、全体のルールとしては、基金でもっておる部分のものが、普通会計の入ってきますんで、基本的に土地開発基金が取得した土地は、一般会計において必要が生じたときに基金から購入するというのがルールになっておりますので、基本的に基金の方の簿価その取得価格については、一般会計の方へ補てんせんにゃいけんようなルールがございますので、こちらのところは今議員さんが御指摘にちょっと御不満のところが出てくるようなことがあります。

もう一つ今の人事配置の件なんです、実際に4月に人事異動を発令して、いろんなところで、それぞれ課題とかが出てきます。そういった部分につきましては、私どもの方へ入ってきた分につきましては、個々具体的にですね、内容をお聞きして、その対応ができる部分については対応させていただくようにしておりますので、全然うちの方で対応してないとかいうことはまずありません。うちの方へ入ってきた分につきましては、まず対応して、ほいで人配がどうしても必要な場合はそれを考えなくていけません、先ほど申し上げたように職員の数がもう限られてますんで、例えば臨時とか嘱託の方で対応させていただくような場合もございますし、どちらかの部署の方から短期間そちらの方へ応援に行ってくださいとか、そういった中での連携でちょっと今対応させていただくような現状になっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 職員の配置が適正なかいということではないかと思えますけれども、確かに、1年通じると、例えば同じ部署でも忙しい時期があるとか暇な時期がありますし、全体として忙しいことが発生するということがあります。我々は先ほど総務部長が答弁いたしましたように、各部署への人員配置についてはですね、相当検討を重ねてですね、人数をこうしようというような何名配置しようかいうことをしております。市長見にいっとるんかという話なんですけれども、私が行くとどこも人が足りませんいうて言います。はっきり言うて。もっと人をふやしてくださいいうて必ず、余っとるからどうぞ引き上げてくださいうところはあります。どこも必ず足らんと言います。職員は。ですがそれですけれども、我々としては例えば窓口業務関連に関してはですね、具体的に、実績、例えば年間どのぐらい窓口業務で来客あるかといったそういったもの

具体的に検討した中ですね、職員の割り振りをしておりますので、若干、そのときそのときとか、その場所によって、全く100%適正なことではないかもわかりませんが、概ね適正に配置されとるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 失礼します。

23年度一般会計の歳入歳出差し引いた総額は9億1,400万強でございます。以上です。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 12ページの安全対策費なんですが、防災無線の聞こえにくいところ、確か55本で3万2,000円ぐらいでマイクをスピーカーを貸してあげるんじゃないかと思うんですよ。中には、自分が半額負担するから貸してくれ言うても、うん言わんというところがあるんですが、そこらあたりはどんなんでしょうか。半額負担したらそのマイクを貸してもらえるんですか、スピーカーを。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 戸別無線機につきましてはですね、今、希望者の方には補助制度を設けておまして、半額補助することにいたしております。

昨年ですね、一応そういった補助制度を設けて、市民の方に広く申し込みの通知をしたんですが、今年度また今募集しておるんですが、募集の数が、当初予算のお願いした金額よりもオーバーしております。今回、そのオーバーした部分と今後の見込みを入れました部分で補正の方でお願いして、今の補助をするようにしております。

うちの方ですね、それは、申し込みしていただいた分についてはですね、補助制度がございますので、その補助制度のルールの中で合致しておれば拒否することはございませんので、そこらのところはそういった方がいらっしゃいましたら、また御相談いただければと思います。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） この補助制度、今部長が言われたように、予算がないから、もう使いきったので貸せないということはわかるんですが、住民の中には、あの人には貸してこの人には貸さんという現状が出てきておるんですが、そこらあたりはどうなんですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） そういったですね、補助金のルールの中で申し込んでいただいた方について、そのルールに従って、オーケーになればですね、それはこの方にダメこの方はいいいというような扱いにはなっておりませんので、もしそういったことがございましたら、私の方へ御相談いただければそのとこちょっと相談させていただきますので、そういったことはないと思います。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） ないというても現にあるんです。それを、あなたが説明するのではなく、危機管理室が説明して、住民に十分説明できておらんからそういう不平が出てくるんです。そこらあたりはあなたがいうように、どちらも皆不公平にならんよう

にやっていただきたいんですが。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員さんのおっしゃる部分よくわかっておりますので、危機管理の方とよく連携とりまして、またそういったことが私の方へ、また危機管理の方でも言っていなければ対応いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 9ページの土地建物貸付収入の中、内訳は大君保育園、切串中学校、沖中学校ということはわかるんですが、その中で切串中学校分につきまして、これは建物だけというふうにお聞きしておるんですが、これが88万3,000円、御存じのように、この技術教室というのは道路に面していないんですが、土地はいかになるもんか、土地も含んで貸し付けになりやせんのかのというふうに思うんですが、ここらはどうでしょうか。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 議員がおっしゃるとおり、切串中学校の特別教室につきましては、建物貸付だけを見込んでおります。というのがですね、特別教室に入る進入路が、切串の体育館と共用になっております。特別教室に入る進入路として専用、有償貸付いたしますと、体育館への進入路が確保できないということになって、今回は建物の有償貸付だけを公募しております。

ただですね、もし駐車場スペースとかが必要になるということであれば、旧切串中学校の校舎側にスペースがありますので、そちらの方を駐車場スペースとして貸し付けるというようなことになると考えております。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 要は社会体育で使うわけですね。そこらの仕分けいうんですか、トラブルのないようお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 先ほどの説明でちょっと補足させていただきます。

23年度の一般会計の繰越金でございますが、歳入歳出を差し引いた時に9億1,400万強の繰越金が発生しておりますというふうに説明をしましたが、そのうちに翌年度繰り越すべき財源として4,900万強、そして、その実質収支は8億6,400万強の実質収支が発生しております。

その8億6,400万余りのうちに、先ほど承認いただきました、繰り越し事業へ充当する財源として2億655万5,000円充当させてもらいますので、最終的には純繰越額は7億700万強ということになります。

訂正させていただきます。

失礼します。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。

13時まで休憩します。

(休憩 12時02分)

(再開 13時01分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第11 議案第47号

○議長(上田 正君) 日程第11、議案第47号「平成24年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第47号「平成24年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) このたびの補正は、一般会計で説明がありましたように、東日本大震災被災自治体への職員の派遣に伴う経費の組み替えに関するものであります。

被災自治体の気仙沼市に7月から下水道課職員を1名派遣する予定ですが、この派遣に係る事務は、本来の企業会計における事務とは異なり、市職員としての事務となりますので、関係する人件費について、一般会計からの負担金を受けるものです。

それでは、下水道事業会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成24年度江田島市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度江田島市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入について。

第1款資本的収入の第4項負担金を466万5,000円増額し、これに伴い第2項出資金を同額の466万5,000円減額補正するものです。

第1款資本的収入の補正後合計額には異同ありません。

実施計画は3ページに、資金計画は4ページ、費目別内訳書は5ページに記してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 一般会計の出資金のところが466万5,000円、これは人件費じゃろう思うんですがね。出資金の中に人件費は入っとるんですかいね。

それとですね。5月1日の広報に、下水道に伴う宅内に設置する公共升調査の実施についてというのが配られまして、工事をどこでやるというのが書いておりますが、江田島町からずっと江南へ向けて本管が来とるわけですがね。下水道整備計画によれば、本年度の、本年度いうか、ことしの3月末までには、もう江南へ本管が来とらんにやいけんです。ほいでまだ驚部のこれは消防本部のまだ手前の方をやりよるんですがね。何でもたこがいに遅れよるんですかね、どんどん。ほいで本年度もう24年度ですからね、江南の江田線の公共下水やらにやいけんようになってるんですがね。まだ全然見通しがないうようですが、お伺いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず、出資金の中に人件費ということですが、資本的収入及び支出の中で不足する額については、市の方から一般会計の負担金でまもらうこととしておりますけれども、その中でさらに足りないときには趣旨を仰いでる状況です。

出資金につきましては、負担金とともに、企業会計の方の収入となりまして、その収入の中から人件費を支出するということになっております。

このたびの補正につきましては、まず、災害派遣のために負担金で収入を市からもらうようにいたしましたので、かかる人件費はトータルで一緒でございますので、それに見合う出資金額を出資金の方から減額させていただいたということになっております。

それから、2点目の工事の進捗状況でございますけれども、現在の整備計画は平成21年から25年までの5か年でございまして、江南・飛渡瀬地区につきましては、現在のところ26年からかかるように本管を持っていくというふうにさせていただいていると思っております。

それで、御存じのとおり、交付金などの減額によりまして、昨年度は30%、今年度は約25%の減額があったりですね、そういった概算工事費に比べて、実際の実工事費っていうものを精査した結果、若干の工事費の変動があったこともありまして、全体的にスケジュールが遅れているのは事実でございます。25年度までに回復が可能かと

ということになりますと、今年度のように、やはり交付金の額が減額されるようなことであれば、どうしても回復は難しいということになろうと思えますけれども、その場合は、現況を踏まえて、26年度以降の事業計画を来年度見直すこととしておりますので、地域の方々には大変御迷惑をおかけしておりますけれども、できるだけ進捗を図られるように、私ども国の方へ要望活動を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号

○議長（上田 正君） 日程第12、議案第48号「平成24年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第48号「平成24年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） それでは、議案第48号、平成24年度江田島市交通船事業会計補正予算第1号について説明させていただきます。

今回の補正は、当初予算において市所有のドリームのうみを売却するようにはしていましたが、江田島汽船株式会社に貸与することにより備船料収入を計上するとともに、固定資産売却収入を減額し、さらに、繰上償還を通常償還としたための償還金返済額の調整を行うものでございます。

また、平成24年度における償還金返済額と備船料収入の差額について、一般会計

からの補助をお願いするものでございます。これは24年3月16日、市の議会全員協議会で決定事項でございます。

それでは1ページをごらんください。

第1条 平成24年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度江田島市交通船事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございます。

第1款汽船事業収益、第1項の営業収益630万円を追加し、4億2,982万5,000円とするもので、第1款の合計額は4億3,742万6,000円とするものでございます。これはドリームのうみの備船料月額50万円に12か月分と、それに消費税を加えた額としております。

次に支出でございます。

第1款汽船事業費用、第1項営業費用、2,319万7,000円を増額とし、計4億9,741万9,000円とするものでございます。これは減価償却、当初2か月分を計上しておりましたけども、貸与によりまして12か月分にしたためのその差額の補正でございます。

第2項営業外費用、マイナスの1,849万7,000円減額し、947万円とするものでございます。これは償還利息、通常償還に戻した場合の償還利息が226万7,000円となり、当初950万5,000円がありました差額723万8,000円の減と、船舶売却部分、簿価価格でありますけど、2億4,274万8,000円の消費税相当部分、5%部分の1,125万9,000円の減。合わせて1,849万7,000円の減とするものでございます。

1款の合計がそれで5億689万円となります。

第3条 予算第4条本文中「、次のとおりと定める」の次に「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,713万3,000円は当年度損益勘定留保資金1,713万3,000円で補てんするものとする。)」も加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりとする。

まず、収入の部ですが、第1款資本的収入、第1項固定資産売却代金、補正額2億4,274万8,000円の減とします。これはドリームのうみの売却の簿価価格をそのままマイナスとしたため、計が0となります。

第2項他会計補助金、当初予定しておりませんでした。今回の対応によりまして、一般会計から1,927万7,000円を補正するものでございます。

第1款資本的収入の合計は1,927万7,000円。

支出の部ですが、第1款資本的支出、第2項企業債償還金、これは通常償還に戻すために行うもので、1億5,705万7,000円の減でございます。計としまして2,301万円。

資本的支出の計が3,641万円となっております。

第4条ですが、予算第7条を次のように改める。第7条、削除。

これは第7条で当初予算に重要な資産を処分とありまして、重要な資産の処分は次のとおりとすると。処分する資産、船舶機械でドリームのうみカーフェリー、数量1隻というものを、これを処分は売却なんですけれども、これをこの7条はそのままにして、その内容を削除するものでございます。

第5条 予算第7条の次に次の第1条を加える。

他会計からの補助金、第8条 交通船事業費充当のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,927万7,000円であります。これは先ほど申しましたように、資本的収入のところで他会計補助金で受けるものをそのまま言語化したものでございます。

3ページに24年度補正予算の実施計画、5ページに資金計画、6ページに費用別内訳書を付けております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） まず、一般会計からの補助金1,927万7,000円ですがね、これは、この会計の留保資金、これで賄われる思うんですがね、補助金出さなくてもね、一般会計から。いうのはね、前年度7,200万ぐらいでもうレインボーのうみ、3,4千万高く売れましたしね、前年度からの残りが留保資金として残つとるはずなんです。一般会計から補助金いらんのではないかと思いますが、どうでしょう。

それからもう1点、歩金のことですがね、江田島バス海運部から今度宇品海運へいうことで、定額方式でね、払うようにしたわけですよ。しとるね4月からね。その分のどういいますか1,000万ぐらいの安くなるんですよ。じゃからそこの補正は、なぜしないのかということですよ。補正をしていない。

2点ほど。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） まず内部留保資金いうんですか、直接は内部留保資金としてはおりませんが、平成23年度の決算では、留保資金ということないですけど、運用資金として約3,500万ぐらい程度が見込まれております。

その中で先ほど言われました1,927万7,000円見込めないことはありませんけど、実際に運営していく上で手持ち資金が必要でございまして、簿価償却に伴いまして、減価償却部分の減耗部分が生じております。これを一般会計に補助をお願いしている状態でございます。

2点目の回漕店の収入でございまして、今回はこれに載せておりませんが、営業収益として、歩金が減つとるんですけども、歩金の当初からは歩金はたぶん最初からもう入ってなかったと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 2点ほど、これは江田島汽船に何年ほど貸すということになるんかということですね、1年貸すことによって、ドリームのうみの価格がだんだん安くなると思うんですよ。

ほいで、そのね、江田島汽船に売却してしまうんなら安くても高くてもええんじやけどね、これずっと持っとかにかいけんわけなんで、要は、いつまで貸し出しをして、ほいで江田島市がこのドリームのうみを売る予定にしとるんか、もう安うて売れんけえ置いとくとかいう、どっちなんです。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） 私どもこの4月で換わったわけなんですけれども、そんなことは言われんのですけども、一応傭船料につきましては、貸与期間当面1年間の社会実験とし、2年を超えない期間とすると。それと月額50万円、年間600万ですか、消費税を込んで630万円となりますけども、傭船料の見直しは、1年間の運航実績に基づいて傭船料の見直しを行うという契約としております、内容となっております。

それで償却ですけども、ドリームのうみ自体でいうと、1年間の減価償却部分ですが、2,783万6,000円ほど減ります。今、24年度末で簿価価格ですが、2億3,582万8,000円。これに先ほどの2,783万6,000円の毎年減ってくるということで、ドリームのうみにつきましては、平成30年の10月まで償却が、売らなかつたらずつときますという計算ではあります。

後のいつまで貸すんかにつきましては、まだ先ほど申しました2年を超えない期限とするということで一応決まっておりますので、以上で答えさせていただきます。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 気仙沼へ貸した分はしようがないと思う。気仙沼に貸したのはね、これはああいう大震災が起こったわけですから。

だけど、その江田島汽船に貸すというのはね、しかも600万、1年間に価格が下がるんより安い金額で貸しとるわけでしょう。その三高航路がなくなって、ここがやってくれるけえ言うんで、そういう面もあるにしてもですね。ほいで2年以内いうことになっておるが、江田島汽船が例えば業績が黒字になればええとしても、赤字になるようなことがあった場合には、どっちしても、また船を安う貸してくれえということになると思うんですよ。そうするとね、永久に貸すようになるんか、どっちにしてもね、その辺はどうも近い将来のことじゃけえね、何らかの、ほいでも方針を出さんといけんのんじやないか思うんですけども、どうなんです。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） これにつきましては、江田島市の交通問題対策協議会の方で審議されたことなんでございますけども、一応傭船料、月50万円、償却に対する額にしては非常に安いと。これで我々は、今市の分もそうですけども、交通船事業、船屋としましては、安全・安心、住民の方に安全・安心で、生活航路として住民の交通便の確保という使命で運営しております。今後につきましては、人口減少がどんどんどんどん少子高齢化の中で、乗船率も減ってくる中で、今後はまた緊急に考えなくてはいけない問題だと思います。あと第2音戸大橋もかかります。そこらの方の社会的要因も加

味しながら、今後また検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） これ最後ですから。要は、今回はこれ一般質問じゃないけえ言わんですけどね、もう江田島汽船にも譲渡、タダで。福祉なんですよもう、さっき言うように足を守らにゃいけんいうて言うわけですから。どっちにしても船はいる、三高と宇品の間はいるわけですからね。なんぼ第2音戸大橋ができて、車で広島へ通う人はおらんわけですから。そういう観点から、江田島市としては何らかの方策を考えらにゃいけんかった。たまたまドリームのうみがまだ残っとるわけじゃから。これを、じゃあ江田島汽船に安う貸してやるとか、あげるとかしてじゃね、そういうことでも考えらんことにはもう多分、瀬戸内海汽船はもう撤退しますよそれは。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第1号

○議長（上田 正君） 日程第13、発議第1号「市長の専決事項の指定についての一部改正（案）の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から趣旨説明を求めます。

3番 吉野伸康議員。

○3番（吉野伸康君） 発議第1号。

平成24年6月20日。

江田島市議会議長 上田正様。

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康。賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

市長の専決事項の指定についての一部改正（案）の提出について
地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
いたします。

詳細につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号

○議長（上田 正君） 日程第14、発議第2号「基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から趣旨説明を求めます。

3番 吉野伸康議員。

○3番（吉野伸康君） 発議第2号。

平成24年6月20日。

江田島市議会議長 上田正様。

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康。賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣、衆議院議長、

参議院議長。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 発議第 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 5、発議第 3 号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

3 番 吉野伸康議員。

○3 番（吉野伸康君） 発議第 3 号。

平成 2 4 年 6 月 2 0 日。

江田島市議会議長 上田正様。

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康。賛成者 江田島議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出をいたします。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで平成24年第2回江田島市議会定例会を閉会いたします。

（閉会 13時35分）